

郡山市ウィークリースタンス実施要領

令和3年12月16日制定

[財務部契約検査課]

(目的)

第1条 ウィークリースタンスは、工事及び工事に係る委託（以下、「工事等」という。）の業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間相互の1週間のスタンス（ルール）を目標として定め、計画的に業務を履行することで、働きやすい業務環境づくりを推進するとともに、より一層の工事等の品質確保を促進することを目的とする。

(対象)

第2条 郡山市が発注する工事等すべてに適用する。ただし、災害復旧等で緊急を要するものは除く。

(取組内容)

第3条 取組内容は、原則として次のとおりとする。

- (1) 昼休みや午後4時以降開始の打ち合わせは行わない。
- (2) 休日明け日（月曜日等）は、依頼の期限日としない。
- (3) 休前日（金曜日等）は、新たな依頼をしない。
- (4) 作業内容に見合った作業期間を確保する。
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せを行わない。
- (6) ワンデーレスポンス対応の徹底を図る。
- (7) 工程に影響する条件等を受発注者間で共有する。
- (8) ノー残業デーを定め、定時の帰宅に心掛ける。

(取組方法)

第4条 取組方法は、次のとおりとする。

- (1) 初回打合せや工事等着手前など事前に、受発注者間でウィークリースタンスの目的を確認し、相互で調整のうえ、取組内容を設定し取り組むものとする。
- (2) この要領の施行日以降に起工する対象工事等は、特記仕様書等に明記するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年12月20日から施行する。